

重量違反は、 止めてください。

規定重量を超えた大型車の走行が、道路の損傷へ。
軸重10トンの基準を2倍超過すると、
橋には4000倍以上のダメージがあります。
いま道路は老朽化が進行。2032年には、
関東地方の橋梁の56%が建設後50年に。
この道路を守るため、安全のため、
重量違反車両などの取締りを
強化していきます。



特殊車両通行手続が必要。

規定の重量、幅、長さ、高さがひとつでも超える車両は、通行許可
または通行可能経路の確認の回答を得てください。

荷主の方へ

- 依頼車両が重量違反すると、荷主の責任も追及されます。
- 主体的な関与が認められれば、荷主勧告が実施されます。



運送事業者の方へ

- 重量違反すると、運転者、運送事業者とも罰則を受けます。
- 悪質な重量超過違反は、即時告発の対象となります。

〈10月は大型車通行適正化推進月間〉

10月2日～6日は、重量違反車両等の取締強化期間

老朽化が進む道路を、長持ちさせるために。

わが国の道路は高度成長の時期に建設が集中、老朽化が進んでいます。

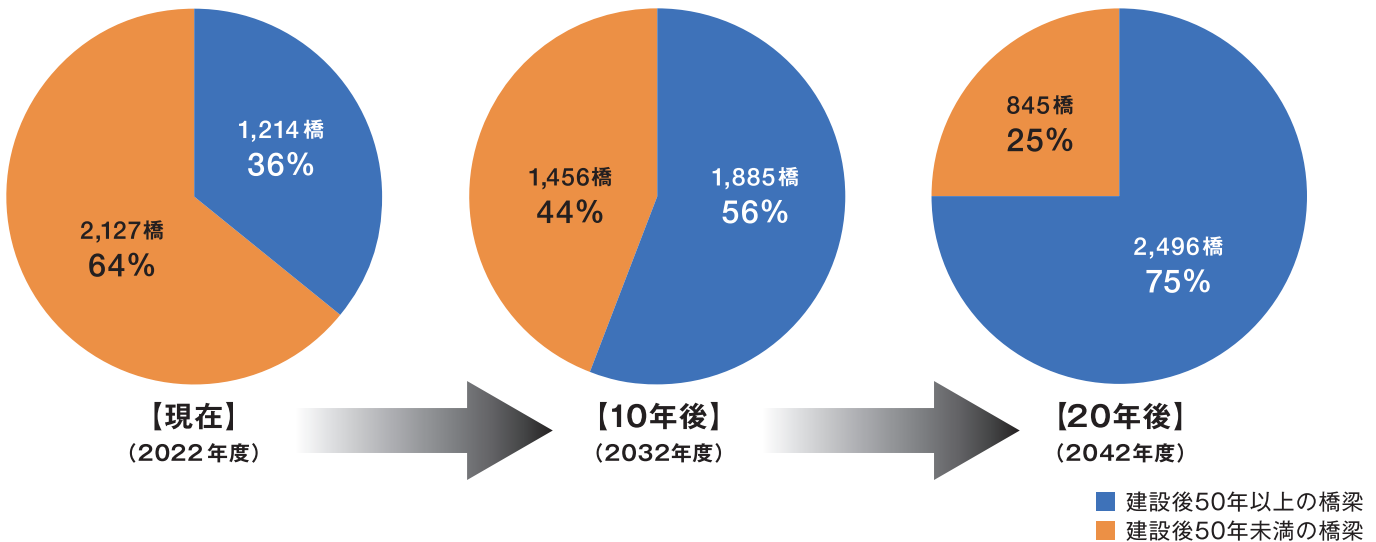
関東地方の建設後50年を超える橋梁は、10年後には56%、20年後には75%に。

生活に、経済活動に、なくてはならないこの道路を、なるべく長く安心して利用できるよう、重量違反は止めましょう。

建設から50年以上の橋は、20年後には75%に。

関東地方整備局管内の建設後50年以上の橋梁数と割合

※橋長2m以上対象(R4年3月31日現在) ※建設年不明橋梁149橋除く

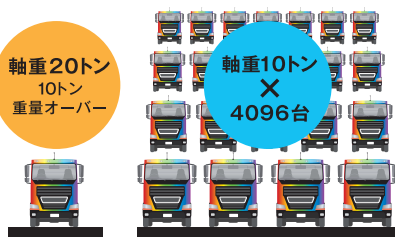


重量オーバーした大型車の走行が、道路を傷めます。

軸重10トンの基準を2倍超過すると、橋には4000倍以上のダメージがあります。老朽化した道路、特に橋梁には多大なダメージを与えます。

■ コンクリート床版への影響の試算

橋梁のコンクリート床版の劣化への影響度は、重量(軸重)の約12乗に比例



軸重10トンの車両が約4000台分の疲労が蓄積されることになります。

■ 橋梁の路面に穴が空いた事例



重量オーバーの車両が通行した為、床版(車両を直接支える部材)に穴が空いてしまった事例。

重量違反車両などの取締りを強化。

なくてはならない道路を守るため、また安全のため、関係機関と協力して重量違反車両などの取締りを各所で行っていきます。重量超過が2倍以上など悪質な違反者は、即時告発の対象となります。



道路脇に設置された取締基地での取締り



車両重量自動計測装置(WIM)での取締り

重量守り、道路を守ろう。



連絡協議会ホームページ



一般社団法人 千葉県トラック協会、一般社団法人 東京都トラック協会、一般社団法人 神奈川県トラック協会、一般社団法人 埼玉県トラック協会、一般社団法人 全国クレーン建設業協会(千葉支部、東京支部、神奈川支部)、埼玉クレーン協会、警視庁、千葉県警察本部、神奈川県警察本部、埼玉県警察本部、国土交通省関東地方整備局、国土交通省関東運輸局、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市、東日本高速道路株式会社 関東支社、中日本高速道路株式会社(東京支社、八王子支社)、首都高速道路株式会社(順不同)